

（１）建築物エネルギー消費性能適合判定性判定手数料（新規）

（Ｒ 7 年 4 月施行）（20250314版）

〔板橋区手数料条例別表172の項抜粋〕			1 適合証等あり (注 6)	2 適合証等なし			
				仕様基準又は誘導仕様基準による場合	仕様・計算併用法による場合（R7新設）	標準計算法（又は標準入力法）による場合	モデル建物法による場合
一戸建て住宅 (注 1)		床面積が200㎡未満	1 件につき	5, 8 0 0 円	2 0, 7 0 0 円	3 0, 1 0 0 円	4 0, 2 0 0 円
		床面積が200㎡以上			2 2, 2 0 0 円	3 3, 2 0 0 円	4 4, 9 0 0 円
上 記 以 外 の 建 築 物 又 は そ の 部 分 (注 2)	住宅部分の合計床面積 (注 3) (ア)	300㎡未満	当該部分につき	1 1, 3 0 0 円	3 8, 7 0 0 円	5 9, 8 0 0 円	8 1, 0 0 0 円
		300㎡以上2,000㎡未満	当該部分につき	2 3, 8 0 0 円	6 6, 9 0 0 円	1 0 0, 0 0 0 円	1 3 5, 0 0 0 円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	当該部分につき	5 2, 8 0 0 円	1 2 0, 0 0 0 円	1 7 5, 0 0 0 円	2 2 9, 0 0 0 円
		5,000㎡以上10,000㎡未満	当該部分につき	9 4, 7 0 0 円	1 8 3, 0 0 0 円	2 5 6, 0 0 0 円	3 2 9, 0 0 0 円
		10,000㎡	当該部分につき	1 1 9, 0 0 0 円		3 0 4, 0 0 0 円	3 9 0, 0 0 0 円
	非住宅部分の用途が工場等のみの場合の合計床面積 (注 4) (イ)	300㎡未満	当該部分につき		1 1, 3 0 0 円		
		300㎡以上1,000㎡未満	当該部分につき		1 9, 5 0 0 円		
		1,000㎡以上2,000㎡未満	当該部分につき		3 1, 6 0 0 円		
		2,000㎡以上5,000㎡未満	当該部分につき		9 4, 3 0 0 円		
		5,000㎡以上10,000㎡未満	当該部分につき		1 4 9, 0 0 0 円		
		10,000㎡	当該部分につき		1 8 8, 0 0 0 円		
	上記以外の非住宅部分の合計床面積 (注 5) (ウ)	300㎡未満	当該部分につき	1 1, 3 0 0 円		2 6 6, 0 0 0 円	1 0 2, 0 0 0 円
		300㎡以上1,000㎡未満	当該部分につき	1 9, 5 0 0 円		3 3 4, 0 0 0 円	1 2 9, 0 0 0 円
		1,000㎡以上2,000㎡未満	当該部分につき	3 1, 6 0 0 円		4 3 1, 0 0 0 円	1 7 1, 0 0 0 円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	当該部分につき	9 4, 3 0 0 円		6 1 5, 0 0 0 円	2 7 6, 0 0 0 円
		5,000㎡以上10,000㎡未満	当該部分につき	1 4 9, 0 0 0 円		7 5 8, 0 0 0 円	3 6 1, 0 0 0 円
		10,000㎡	当該部分につき	1 8 8, 0 0 0 円		8 9 6, 0 0 0 円	4 3 4, 0 0 0 円

- （注1・注 2） 住戸の数が一である複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。）の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅として計算した額とする。
（手数料条例別表172の項1(1)又は同項2(1)に掲げる額）
- （注1・注 2） 内部に間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の 1 以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- （注1・注 2） 増築又は改築を行う場合の手数料額は当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- （注2） （ア）の額に（イ）の額又は（ウ）の額を加算する。住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は、加算しない。
- （注2） 複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。
- （注3） 住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（基準省令）第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。
- （注3） 共同住宅の申請の場合（仕様基準又は誘導仕様基準による場合以外の場合に限る。）は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- （注3） 共同住宅の申請の場合（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）は、共用部分の額は加算しない。
- （注4） 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。
- （注4・注5） 非住宅部分とは、基準省令第 1 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。
- （注4・注5） 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- （注4・注5） 複合建築物の非住宅部分の用途が法施行令第 4 条（適用除外）に規定する用途である場合における当該非住宅部分の手数料の額は、工場等のみの場合とみなして算出した額とする。
- （注6） 適合証等とは、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、長期使用構造等確認書、低炭素建築物認定通知書若しくは性能向上計画認定通知書又はその写しをいう。

（２）建築物エネルギー消費性能適合判定性判定手数料（変更）

（Ｒ 7 年 4 月施行）（20250314版）

〔板橋区手数料条例別表172の 2 の項抜粋〕			1 適合証等あり (注 6)	2 適合証等なし			
				仕様基準又は誘導仕様基準による場合	仕様・計算併用法による場合（R7新設）	標準計算法（又は標準入力法）による場合	モデル建物法による場合
一戸建て住宅 (注 1)		床面積が200㎡未満	1 件につき	4, 1 0 0 円	1 4, 3 0 0 円	2 1, 1 0 0 円	2 8, 3 0 0 円
		床面積が200㎡以上			1 5, 1 0 0 円	2 3, 3 0 0 円	3 1, 5 0 0 円
上 記 以 外 の 建 築 物 又 は そ の 部 分 (注 2)	住宅部分の合計床面積 (注 3) (ア)	300㎡未満	当該部分につき	8, 0 0 0 円	2 6, 8 0 0 円	4 2, 0 0 0 円	5 6, 8 0 0 円
		300㎡以上2,000㎡未満	当該部分につき	1 6, 7 0 0 円	4 6, 5 0 0 円	7 0, 5 0 0 円	9 4, 6 0 0 円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	当該部分につき	3 7, 0 0 0 円	8 4, 8 0 0 円	1 2 2, 0 0 0 円	1 6 1, 0 0 0 円
		5,000㎡以上10,000㎡未満	当該部分につき	6 6, 5 0 0 円	1 2 7, 0 0 0 円	1 7 9, 0 0 0 円	2 3 1, 0 0 0 円
		10,000㎡	当該部分につき	8 3, 5 0 0 円		2 1 3, 0 0 0 円	2 7 3, 0 0 0 円
	非住宅部分の用途が工場等のみの場合の合計床面積 (注 4) (イ)	300㎡未満	当該部分につき		8, 0 0 0 円		
		300㎡以上1,000㎡未満	当該部分につき		1 3, 8 0 0 円		
		1,000㎡以上2,000㎡未満	当該部分につき		2 2, 2 0 0 円		
		2,000㎡以上5,000㎡未満	当該部分につき		6 6, 1 0 0 円		
		5,000㎡以上10,000㎡未満	当該部分につき		1 0 4, 0 0 0 円		
		10,000㎡	当該部分につき		1 3 2, 0 0 0 円		
	上記以外の非住宅部分の合計床面積 (注 5) (ウ)	300㎡未満	当該部分につき	8, 0 0 0 円		1 8 6, 0 0 0 円	7 1, 6 0 0 円
		300㎡以上1,000㎡未満	当該部分につき	1 3, 8 0 0 円		2 3 4, 0 0 0 円	9 1, 1 0 0 円
		1,000㎡以上2,000㎡未満	当該部分につき	2 2, 2 0 0 円		3 0 1, 0 0 0 円	1 1 9, 0 0 0 円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	当該部分につき	6 6, 1 0 0 円		4 3 0, 0 0 0 円	1 9 3, 0 0 0 円
		5,000㎡以上10,000㎡未満	当該部分につき	1 0 4, 0 0 0 円		5 3 1, 0 0 0 円	2 5 3, 0 0 0 円
		10,000㎡	当該部分につき	1 3 2, 0 0 0 円		6 2 7, 0 0 0 円	3 0 4, 0 0 0 円

- （注1・注 2） 住戸の数が一である複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。）の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅として計算した額とする。
（手数料条例別表172の 2 の項1(1)又は同項2(1)に掲げる額）
- （注1・注 2） 内部に間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の 1 以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- （注1・注 2） 増築又は改築を行う場合の手数料額は当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- （注2） （ア）の額に（イ）の額又は（ウ）の額を加算する。住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は、加算しない。
- （注2） 複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。
- （注3） 住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（基準省令）第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。
- （注3） 共同住宅の申請の場合（仕様基準又は誘導仕様基準による場合以外の場合に限る。）は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- （注3） 共同住宅の申請の場合（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）は、共用部分の額は加算しない。
- （注4） 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。
- （注4・注5） 非住宅部分とは、基準省令第 1 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。
- （注4・注5） 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- （注4・注5） 複合建築物の非住宅部分の用途が法施行令第 4 条（適用除外）に規定する用途である場合における当該非住宅部分の手数料の額は、工場等のみの場合とみなして算出した額とする。
- （注6） 適合証等とは、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、長期使用構造等確認書、低炭素建築物認定通知書若しくは性能向上計画認定通知書又はその写しをいう。

(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料（軽微変更該当証明）

(R7年4月施行) (20250314版)

〔板橋区手数料条例別表172の6の項抜粋〕			1 適合証等あり (注6)	2 適合証等なし			
				仕様基準又は誘導仕様基準による場合	仕様・計算併用法による場合 (R7新設)	標準計算法 (又は標準入力法) による場合	モデル建物法による場合
一戸建て住宅 (注1)		床面積が200㎡未満	1件につき	4, 100円	14, 300円	21, 100円	28, 300円
		床面積が200㎡以上			15, 100円	23, 300円	31, 500円
上記以外の建築物又はその部分 (注2)	住宅部分の合計床面積 (注3)(ア)	300㎡未満	当該部分につき	8, 000円	26, 800円	42, 000円	56, 800円
		300㎡以上2,000㎡未満	当該部分につき	16, 700円	46, 500円	70, 500円	94, 600円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	当該部分につき	37, 000円	84, 800円	122, 000円	161, 000円
		5,000㎡以上10,000㎡未満	当該部分につき	66, 500円	127, 000円	179, 000円	231, 000円
		10,000㎡	当該部分につき	83, 500円		213, 000円	273, 000円
	非住宅部分の用途が工場等のみの場合の合計床面積 (注4)(イ)	300㎡未満	当該部分につき		8, 000円		
		300㎡以上1,000㎡未満	当該部分につき		13, 800円		
		1,000㎡以上2,000㎡未満	当該部分につき		22, 200円		
		2,000㎡以上5,000㎡未満	当該部分につき		66, 100円		
		5,000㎡以上10,000㎡未満	当該部分につき		104, 000円		
		10,000㎡	当該部分につき		132, 000円		
	上記以外の非住宅部分の合計床面積 (注5)(ウ)	300㎡未満	当該部分につき	8, 000円		186, 000円	71, 600円
		300㎡以上1,000㎡未満	当該部分につき	13, 800円		234, 000円	91, 100円
		1,000㎡以上2,000㎡未満	当該部分につき	22, 200円		301, 000円	119, 000円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	当該部分につき	66, 100円		430, 000円	193, 000円
		5,000㎡以上10,000㎡未満	当該部分につき	104, 000円		531, 000円	253, 000円
		10,000㎡	当該部分につき	132, 000円		627, 000円	304, 000円

- (注1・注2) 住戸の数が一である複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。）の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅として計算した額とする。
(手数料条例別表172の6の項1(1)又は同項2(1)に掲げる額)
- (注1・注2) 内部に間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- (注1・注2) 増築又は改築を行う場合の手数料額は当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
(注2) (ア)の額に(イ)の額又は(ウ)の額を加算する。住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は、加算しない。
(注2) 複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。
(注3) 住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（基準省令）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。
(注3) 共同住宅の申請の場合（仕様基準又は誘導仕様基準による場合以外の場合に限る。）は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
(注3) 共同住宅の申請の場合（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）は、共用部分の額は加算しない。
(注4) 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。
(注4・注5) 非住宅部分とは、基準省令第1条第1項に規定する非住宅部分をいう。
(注4・注5) 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
(注4・注5) 複合建築物の非住宅部分の用途が法施行令第4条（適用除外）に規定する用途である場合における当該非住宅部分の手数料の額は、工場等のみの場合とみなして算出した額とする。
(注6) 適合証等とは、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、長期使用構造等確認書、低炭素建築物認定通知書若しくは性能向上計画認定通知書又はその写しをいう。